

評 点
／50点

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
宅地M			
宅地 I			
宅地 J			

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）
 （単位：円）

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
建物K			
宅地L			
山林P			

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
Q社株式			
R社転換社債 型新株予約権 付社債			
Sゴルフ会員権			

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）
 （単位：円）

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
U銀行 外貨普通預金			
その他の財産			

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（取引相場のない〇社株式）の価額の計算
 イ 評価方法の判定 （単位：円）

--

ロ 資産及び負債の計算

(イ) 資産の部 (単位：円)			
科 目	帳簿価額	相続税評価額	計 算 過 程
現金預金			
受取手形			
売掛金			
商品			
建物			
土地			
保険積立金			
合 計			
(ロ) 負債の部 (単位：円)			
科 目	帳簿価額	相続税評価額	計 算 過 程
買掛金			
未払費用			
借入金			
貸倒引当金			
合 計			

ハ 1株当たりの純資産価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程			

ニ 1株当たりの価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
〇社株式			

二 1株当たりの価額の計算（続き）

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程

(3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
生命保険金等			

(3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
			(生命保険金等の非課税金額の計算)
退職手当金等			

(3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算（続き）

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
			(退職手当金等の非課税金額の計算)

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計 算 過 程		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額 される金額

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債務及び 葬式費用	負担者	金額	計 算 過 程
債務			
葬式費用			

(6) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）価額の計算

(単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	加算される贈与 財 産 価 額	計 算 過 程

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計 算 過 程

(8) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区 分 相続人等	配偶者乙	子A	子C	養子C'	孫D	養子E	孫F	孫G	孫H
相続又は遺贈による取得財産									
みなし取得財産									
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産									
債務及び葬式費用									
生前贈与加算 (暦年課税分)									
課税価格 (1,000円未満切捨て)									

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
合計	人	1	(100円未満切捨て) 円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区分		配偶者乙	子A	子C	養子C'	孫D	養子E	孫F	孫G	孫H
算出税額										
加算 又は 減算	相続税額の2割加算額									
	贈与税額控除額 (暦年課税分)									
	配偶者の税額軽減額									
	未成年者控除額									
差引税額										
納付税額 (100円未満切捨て)										

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除 の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2 割加算			
贈与税額控除 (暦年課税分)			
配偶者の税額 軽減			
未成年者控除			

評 点
／50点

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（単位：円）

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額
宅地 J			
居宅 K			
宅地 L			

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）（単位：円）

[illegible]

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）（単位：円）

[illegible]

(3) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算

(単位：円)

[illegible]

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

[illegible]

(6) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）価額の計算

(単位：円)

[illegible]

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される贈与 財 産 価 額

(8) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区 分	相続人等							
相続又は遺贈による取得財産								
みなし取得財産								
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産								
債務及び葬式費用								
生前贈与加算 (暦年課税分)								
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)								

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税額の総額の基となる税額
		千円	円
合 計	人	1	(100円未満切捨て) 円

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

区 分		相続人等							
算 出 税 額									
加 算 又 は 減 算	相続税額の2割加算額								
	贈与税額控除額 (暦年課税)								
	配偶者の税額軽減額								
	未成年者控除額								
	障害者控除額								
差 引 税 額									
贈 与 税 額 控 除 額 (相続時精算課税分)									
納 付 税 額 (100円未満切捨て)									

(注) 相続税額の2割加算及び控除金額等の計算過程は、次の(3)に記載する。

評 点
／50点

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
宅地H			
家屋L			
宅地M			
私道Y			

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
家屋N			
宅地Q			
家屋R			
宅地S			

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
T社株式			〈評価方法の判定〉

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
			〈1株当たりの価額の計算〉

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
貸付金			
宅地V			
W社株式			

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
()			
X社転換社債			

(2) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

特 例 適 用 対 象 資 産	取 得 者	課税価格から減額される金額（単位：円）

(3) 分割財産の価額の計算

(単位：円)



(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債務及び葬式費用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債務			
葬式費用			

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
生命保険金等			

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
同上の非課税金額			
()			
()			
()			

(6) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）の価額の計算 (単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	加 算 さ れ る 贈 与 財 産 価 額	計 算 過 程

(7) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区 分 \ 相続人等		配偶者乙	次男 C	養子 D	養子 E	長女 B	孫 F
遺贈による取得財産							
分 割 財 産							
み な し 取 得 財 産							
債 務 ・ 葬式費用	債務						
	葬式費用						
生前贈与財産の加算額							
課 税 価 格 (千円未満切捨て)							

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

(単位：円)

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	
合計	人	1	(100円未満切捨て) 円

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

区 分		相続人等	配偶者乙	次男 C	養子 D	養子 E	長女 B	孫 F
算 出 税 額								
加 算 又 は 減 算	相続税額の 2 割加算額							
	贈与税額控除額 (暦年課税分)							
	配偶者の税額軽減額							
	未成年者控除額							
	障 害 者 控 除 額							
納 付 税 額 (100円未満切捨て)								

(注) 相続税額の 2 割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2割加算額			

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算 (続き)

(単位:円)

加算及び控除項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
贈与税額控除額 (暦年課税分)			

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算（続き）

（単位：円）

加算及び控除項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
配偶者の税額 軽減額			

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算（続き）

（単位：円）

加算及び控除項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
未成年者控除額			

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算（続き）

（単位：円）

加算及び控除項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
障害者控除額			